

## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

消費税の引き上げに伴い、地方消費税増収部分については地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確化することが求められています。

本町の令和元年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

(歳入)

・市町村交付金(社会保障財源化分) 34,183 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 778,525 千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 支 出 金	町 債	そ の 他	地方消費税 交付金社会 保障財源分	そ の 他
社会 福祉	障害福祉事業	199,817	97,065		54,873	3,724	44,155
	高齢者福祉事業	11,629			2,831	684	8,114
	児童福祉事業	178,516	81,494		37,776	4,609	54,637
	小計	389,962	178,559		95,480	9,017	106,906
社会 保険	介護保険事業	117,497	3,282		1,671	8,755	103,789
	国民健康保険事業	68,017	4,652		34,952	2,210	26,203
	年金	15,633				1,216	14,417
	小計	201,147	7,934		36,623	12,181	144,409
保健 衛生	高齢者医療事業	133,184			2,326	10,179	120,679
	疾病予防対策事業	16,863			113	1,303	15,447
	医療提供体制確保事業	1,075				84	991
	健康増進対策事業	16,335	10		15,640	53	632
	母子保健事業	3,010	1,242			138	1,630
	子ども医療事業	16,949			1,162	1,228	14,559
	小計	187,416	1,252		19,241	12,985	153,938
合計		778,525	187,745		151,344	34,183	405,253